



広報

FUKAURA

# ふかうら

No.501

発行／青森県深浦町

編集／総合戦略課

## 罹災証明書・ 罹災届出証明書について

自然災害（地震、豪雪、暴風、洪水等）等により住家、住家以外の不動産又は動産等に被害があった場合、保険金等の請求に必要な罹災証明書等を発行しています。

このたびの大雪により、住家等に被害があった場合も罹災証明書等を交付しますので、必要な方は次のとおり申請してください。

### ◆申請者

所有者または使用者

### ◆申請に必要なもの

○罹災証明書・罹災届出証明書交付申請書

○被害の状況が確認できる写真

※写真で確認できない場合は現地調査を行いますので、ご協力をお願いいたします。

※申請書は、役場総務課、両支所にあります。また、町ホームページからもダウンロードできます。

### ◆申請先

総務課 消防防災係

※両支所でも申請可能です。

### □問合せ先

総務課 消防防災係

Tel 74-2112

## 大雪による農業用施設 被害への対応について

このたびの大雪により、農業用パイプハウスの被害（倒壊・損壊）が発生しています。農林水産課では、次のとおり受付・相談を行っております。

◆保険請求や融資の手続きに必要な「施設等被災証明書」を発行します。必要な方は農林水産課までお問い合わせください。

◆被害状況把握のため、ハウスや農業用倉庫などに倒壊や損壊があった場合は、速やかに農林水産課までご連絡をお願いします。

### ◆重要

雪片付けやハウスを片付ける前に、被害状況がわかる「全景」と「損壊箇所」の撮影をお願いします。

### □問合せ先

農林水産課

Tel 74-4411

## 深浦町生活応援商品券の 配付について

国の「重点支援地方交付金」を活用し、町民の皆さまへ深浦町生活応援商品券を配付します。3月下旬から順次、郵送しますので、ご利用ください。

郵便物の宛名をカタカナで表記しますので、ご了承ください。

### ◆対象となる方

令和8年1月31日時点で深浦町に住民登録をしている方

（1人につき1通、ゆうパックにて送付）

◆送付品 1万5千円分の商品券（1千円券15枚つづり）

### ◆使用期間

到着後、すぐにご利用できます。使用期限 7月31日（金）まで

### ◆取扱店舗

町内店舗で利用できます。取扱店舗一覧表を同封しますので、ご確認ください。

### □問合せ先

観光課 商工振興係

Tel 74-4412

## 深浦町子育て応援入学・卒業祝金について

新入学時の経済的負担軽減を図るため、祝金を支給します。

対象児童生徒の保護者に通知済みですので、期限までに申請をしてください。

### ◆対象児童生徒（申請時）

- 中学校 3年生（平成22年4月2日～平成23年4月1日生）
- 小学校 6年生（平成25年4月2日～平成26年4月1日生）
- 年長・5歳児（平成31年4月2日～令和2年4月1日生）

### ◆申請者（保護者）

深浦町に住民基本台帳登録され、申請時に現に居住し、引き続き町内に住所を有する予定である者で対象となる子どもを養育し生計を同じくしている者

### ◆支給額

対象児童1人につき10万円

### ◆提出書類

○ 様式第1号 深浦町子育て応援入学・卒業祝金申請書

○ 振込先が確認できるもの（通帳等）の写し

○ 対象児童生徒の生年月日が確認できるもの（マイナンバー、保険証等）の写し

◆ 提出期限 2月27日（金）

### ◆提出先

福祉課、大戸瀬支所、岩崎支所

### ◆その他

期限までに提出がなかった場合、申請の意思がないとして判断させていただきます。

### □問合せ先

福祉課 子育て支援係  
TEL 74-2117

## 生活困窮世帯に対する 灯油購入費助成金のお知らせ

国の「重点支援地方交付金」及び県の「生活困窮者に対する灯油

購入費助成事業費補助金」を活用し、住民税非課税世帯と均等割のみ課税世帯を対象として灯油購入費の一部を助成します。

### ◆支給額

1世帯当たり1万円（1世帯につき1回限り）

### ◆支給対象世帯

令和7年度住民税において

○ 世帯全員が住民税非課税の方である世帯

○ 世帯全員が住民税均等割のみが課税の方である世帯

○ 住民税均等割のみが課税の方と住民税非課税の方だけで構成される世帯

のいずれかに該当する世帯

### ◆案内発送時期

2月10日（予定）以降順次発送

### ◆各種案内について

○ 深浦町生活困窮世帯に対する灯油購入費助成金のお知らせ  
受給口座が確認できた世帯にお送りする封書です。（申請不要）

○ 深浦町生活困窮世帯に対する灯油購入費助成金要件確認書  
受給口座等の確認が必要な世帯にお送りします。（要申請）

※記載内容をご確認のうえ、必要事項を記入し口座情報が確認できる書類のコピーを添え、同封の返信用封筒でご返送ください。

・ 返送期限 2月27日（金）

※当日消印有効

○ 深浦町生活困窮世帯に対する灯油購入費助成金申請書  
世帯主宛てに「申請書」などを同封した案内をお送りします。必要事項を記入の上、同封の返信用封筒でご返送ください。（要申請）

※令和7年1月2日以降の町外転入者が居る世帯で深浦町において令和7年度分の課税状況が確認できない場合や、DV等による避難者で避難先に住民登録がない世帯などが該当し、申請が必要となります。

・ 申請期限 3月19日（木）

※当日消印有効

◆ 給付金をかたつた「振り込め詐欺」や「個人情報の搾取」に注意  
町から問い合わせを行うことはありますが、ATMの操作をお願いすることや、支給のための手数料などの振込みを求めることは絶対にありません。

不審な電話がかかってきた場合には、すぐに役場窓口または最寄りの警察にご連絡ください。

□ 問合せ先  
福祉課 福祉ふれあい係  
TEL 74-2117

**後期高齢者医療  
被保険者の皆さまへ**

◆「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」の送付について

後期高齢者医療制度に加入している方で、医療費と介護サービス費の自己負担額の1年分（令和6年8月1日～令和7年7月31日）の合算額が限度額（下記表を参照）を超えた場合、その超えた金額が支給されます（500円以下の場合対象外）。世帯内に後期高齢者医療制度に加入している方が複数いる場合は、世帯で合算して支給額を計算します。

支給要件に該当すると思われる世帯には、2月下旬（予定）に青森県後期高齢者医療広域連合から「支給申請のお知らせ」を送付します。お知らせが届いた方は申請してください。

対象期間中に後期高齢者医療制度に加入した方や転入してきた方等がいる世帯には、支給対象となる世帯でも「支給申請のお知らせ」が送付されない場合があります。

ますので、対象になると思われる方はお問い合わせください。  
○限度額について

所得区分		自己負担限度額 (後期高齢者医療+介護保険)
現役並み所得Ⅲ※1		212万円
現役並み所得Ⅱ※2		141万円
現役並み所得Ⅰ※3		67万円
一般Ⅰ	一般Ⅱ	56万円
低所得Ⅱ	※4	31万円
低所得Ⅰ	※5	19万円

- 方
- ※1…課税所得690万円以上の方
  - ※2…課税所得380万円以上90万円未満の方
  - ※3…課税所得145万円以上380万円未満の方
  - ※4…世帯員全員が住民税非課税の方
  - ※5…世帯員全員が住民税非課税の方のうち、世帯員全員の各所得金額が0円の方（公的年金の場合収入が年額80・67万円以下）

◆申請に必要なもの

- ・支給申請書
- ・支給申請のお知らせ
- ・マイナ保険証又は後期高齢者医療資格確認書
- ・介護保険被保険者証
- ・個人番号確認書類（マイナンバーカードまたは通知カード）
- ・本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証など身元のわかるもの）
- ・印鑑（認印）※申請者と受領者が異なる場合は両者の押印が必要です。
- ・通帳（または通帳のコピー）等口座情報のわかるもの

◆医療費通知書の送付・コールセンターの設置について

年に1回、医療費通知書を送付していましたが、今年度より医療費通知書を活用して医療費控除の申告をされる方々の利便性向上のため、年2回送付します。

最初に11か月分（1月～11月診療分）を2月中旬に、残り1か月分（12月診療分）を3月中旬に到着するように送付します。  
2月中に確定申告される方は、

11か月分の医療費通知書と医療機関発行の領収書（12月診療分）をご活用ください。

マイナンバーカードをお持ちの方は、確定申告に活用するための1年分の医療費通知情報を2月上旬頃からマイナポータルで取得可能です。

医療費通知書に関してご不明な点がございましたら、コールセンターへご連絡ください。お電話の際は、被保険者番号がわかるもの（資格確認書など）をご用意ください。

○後期高齢者医療費通知書コールセンター

TEL 0120-9051244

・受付期間

2月2日～3月19日まで

（土日祝を除く）

・受付時間 9時～17時

□問合せ先

青森県後期高齢者医療広域連合

TEL 017-721-3821

福祉課

TEL 74-2117

## 津軽洋上風力発電事業 住民説明会について

「津軽洋上風力発電事業環境影響評価準備書」を縦覧し、住民説明会を開催します。

### ◆事業者について

○事業者 つがるオフショアエナジー合同会社

○代表者 代表社員 株式会社 JERA 職務執行者 由井原 篤

○所在地

つがる市木造有楽町45-1

### ◆対象事業について

○名称 津軽洋上風力発電事業

○種類 風力発電所設置事業

(洋上)

○規模 発電設備出力

61万5千キロワット

### ◆対象事業実施区域

つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町の沿岸及び沖合

◆環境影響を受ける範囲であると認められる地域

つがる市、西津軽郡鰺ヶ沢町、深浦町

### ◆縦覧について

○縦覧の場所

深浦町総合戦略課、大戸瀬支所

○電子縦覧

<https://tsugaru-oe.co.jp>

○期間 3月12日(木)まで

### ◆意見書の提出

環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からのご意見を

お持ちの方は、書面に住所・氏名・

意見（意見の理由を含む）を

記入のうえ、令和8年3月26日(木)

までに、縦覧場所に備え付けの

見書箱に投函するか、左記の

問い合わせ先へ郵送ください。(当日消

印有効)

### ◆住民説明会(予定)

○場所 深浦町農村環境改善セン

ター(深浦町北金ヶ沢塩見形40

6-1)

○日時 2月27日(金)

18時から20時

### □問合せ先

つがるオフショアエナジー合同会社

Tel 0173-2617315

F038-3135

つがる市木造有楽町45-1

## 土壌分析診断の 費用を助成します

農家のみなさんが各分析機関で土壌分析診断を行った際の料金の一部を助成します。

土壌分析診断による土づくり農業に取り組みましょう。

### ◆助成額

1検体につき1千円

(料金が1千円未満の場合は当該料金の額)

### ◆助成対象者

町内に住所を有する者で、深浦町暴力団排除条例に違反しないこと

### ◆申請方法

所定の申請書に必要な事項を記載のうえ必要書類を添付し、役場農林水産課または最寄りの役場支所にご提出ください。(役場農林水産課への郵送可)

申請書の様式は、役場農林水産課または最寄りの役場支所に備え付けのものを

ご使用いただくか、町ホームページから取得ください。

### ◆必要書類

①申請書

②土壌分析診断料金の領収書の写し

③土壌分析診断結果を記載した書類(診断書)の写し

④助成金の振込先口座の通帳の写し(金融機関名・預金種別・口座番号・口座名義人がわかる部分)

・申請は随時受け付けます。

□問合せ先

農林水産課 農業振興係

Tel 74-4411

## 鰺ヶ沢町地域職業 相談室の廃止について

鰺ヶ沢町地域職業相談室は、令和8年3月27日(金)をもって廃止となります。今後お仕事に関する相談は、鰺ヶ沢中央公民館及び深浦町役場に設置している「オンライン相談ブース」をご利用ください。

□問合せ先

ハローワーク五所川原

Tel 0173-3413171

**深浦町物価高騰対策  
中小企業者支援金の  
給付について**

町内の中小企業者を対象に、国の「重点支援地方交付金」を活用し、事業継続に向けた支援金を給付します。要件、様式等は町ホームページでご確認ください。  
該当する事業者は、観光課へ申請ください。

◆対象事業者

深浦町内に事業所を有する中小企業者（ただし、農林水産業、農水産加工業、福祉・医療関連、宗教団体を除く）

◆支給額

- 宿泊業  
・ホテル・旅館営業 20万円  
・簡易宿所営業 10万円
- 飲食業 10万円
- 建設業等  
・法人事業者 10万円  
・個人事業主 5万円
- 小売業等 5万円
- その他個人事業 2万円

◆申請期限

4月30日（木）まで

□申請・問合せ先

観光課 観光振興係  
Tel 74-44412

**赤十字会員加入・  
活動資金へのご協力を  
お願いします**

日本赤十字社は、災害発生時に医療チームの派遣や救援物資の配布のほか、献血、国内救護、海外救援、防災・減災の普及啓発や赤十字奉仕団によるボランティア活動など様々な活動をしています。

こうした活動が継続できるのは、すべて、皆さまから寄せられる会費や寄付金によるものです。

赤十字会員加入・活動資金の募集へのご理解と、皆さまからのあたたかいご支援をお待ちしています。

なお、地区ごとに取り扱いが異なりますので、ご確認のうえ対応してください。

◆戸別集金若しくは自治会費で納める地区（来庁不要）

船作、横磯、3区、4区、5区、6区、7区、崎の町、川原町、長慶平、東野、広戸、松原、鷺木、風合

瀬、晴山、北金1区、北金2区、北金3区、関、柳田、沢辺、岩崎下、岩崎上、正久、森山、松神、黒崎

◆役場福祉課・支所で納める地区

12区、相野山、塩見崎、田野沢、岩坂、岩崎中、大間越

※地区によっては、交通災害共済加入金の集金方法と異なりますので、ご注意ください。

□問合せ先

福祉課  
Tel 74-21117（内線132）

**交通災害共済に  
加入しましょう**

令和8年度交通災害共済の加入受付を実施しております。「1日1円」の共済ですが、交通事故通院1日から見舞金が支給されます。

共済期間は令和8年4月1日から令和9年3月31日となります。

ぜひ、家族そろって加入しましょう。（保育園入所者および小・中学生は、保育園又は学校で団体加入することとしています）

なお、地区ごとに納め方が異なりますので、確認の上、対応してく

ださい。

◆会費

年間350円／1人

◆戸別集金若しくは自治会費で納める地区（来庁不要）

船作、横磯、3区、5区、6区、7区、崎の町、川原町、長慶平、東野、広戸、松原、鷺木、風合瀬、晴山、関、柳田、沢辺、正久、森山、松神、黒崎

◆加入希望者が窓口で手続きをする地区（用紙は役場福祉課・支所にあります）

4区、12区、相野山、塩見崎、田野沢、北金1区、北金2区、北金3区、岩坂、岩崎下、岩崎中、岩崎上、大間越

※地区によっては、赤十字会費の集金方法と異なりますので、ご注意ください。

□問合せ先

福祉課  
Tel 74-21117（内線132）



### 住民観光意識調査への ご協力をお願い

当調査は、お住まいの地域の観光に対する考え方や思いを知るためのものです。いただいた回答は、津軽地域の観光促進のための参考とさせていただきます。

#### ◆特典

アンケートにご回答いただいた方の中から抽選で、3か月ごとに15名様へ津軽地域の特産品セット（3,000円相当）をプレゼントいたします。

#### ◆調査期間 2月末まで

※アンケートの回答は、お一人様1回までとさせていただきます。

アンケート回答・プレゼント応募はコチラから▼



#### □問合せ先

(一社) CIanPEONY 津軽  
Tel 0172-88-6090  
メール cpt.sugaru@gmail.com

### 深浦町認知症研修会 開催のお知らせ

『認知症とはどのような病気？』など基本的なことから、認知症の方を地域で見守り、共に暮らしていくために知っておいていただきたい認知症の症状や対応方法などについて、研修会を開催します。認知症のことを知りたい方は、ぜひ研修会にご参加ください。

#### ◆日時

3月12日（木）  
14時～15時30分

#### ◆会場

深浦町役場1階  
町民文化ホール

#### ◆内容

「あたまとからだを元気にするMCIハンドブック」について

#### ◆講師

津軽保健生活協同組合  
健生五所川原診療所  
所長 津川 信彦 医師

#### ◆定員

50人

#### ◆申込

2月27日（金）までに地域包括支援センターに電話で申し込みください。

#### □申込・問合せ先

深浦町地域包括支援センター  
Tel 74-4421

### 令和9年歌会始のお題 および詠進歌の 詠進要領について

令和9年歌会始のお題について「旅」と定められました。お題は「旅」ですが、歌を詠む場合は「旅」の文字が詠み込まれていれればよく、「旅路」、「旅籠」、「旅愁」のような熟語にしても差し支えありません。

詠進歌の詠進要領や注意事項は

宮内庁ホームページをご確認ください。

#### ◆詠進の期間

お題発表の日から9月30日までとし、郵便の場合は、消印が9月30日までのものを有効とします。

#### ◆郵便のあて先

〒100-8111 宮内庁とし、封筒に「詠進歌」と書き添えて

ください。詠進歌は、小さく折って封入しても差し支えありません。

#### ◆その他

疑問がある場合には、直接、宮内庁式部職あてに、郵便番号、住所、氏名を書き、返信用切手はつけた封筒を添えて、9月20日までにお問合せください。

または、宮内庁ホームページ（<https://www.kunaicho.go.jp/>）をご参照ください。

宮内庁HPはこちら▼



#### □問合せ先

宮内庁式部職儀式第二係  
〒100-8111  
東京都千代田区千代田1-1  
Tel 03-32213111  
FAX 03-328211404



### 不動産取得税の 軽減制度について

不動産取得税とは、家屋を新築・増改築したとき、土地や家屋を売買・贈与・交換などで取得したときに一度だけ課税される県の税金です。

住宅用の土地を取得した日から3年以内に、その土地の上に、床面積が50㎡以上240㎡以下の住宅が新築された場合には、土地の取得に係る不動産取得税が軽減されます。

この軽減制度を受けるためには申告が必要です。この他にも不動産取得税の軽減制度がありますので、詳しくは、左記までお問い合わせいただくか、県ホームページをご覧ください。

県HPはこちら▼



#### ☐問合せ先

青森県西北県税事務所 課税課  
Tel 0173-34-2111

### 相続登記の申請が 義務化されました

令和6年4月1日から、これまで任意だった相続登記が法律上義務化されました。

相続人は、不動産（土地・建物）を相続で取得したことを知った日から3年以内に、相続登記を法務局に申請する必要があります。

また、遺産分割の話し合いで不動産を取得した場合にも、遺産分割から3年以内に、登記をする必要があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認するか、最寄りの法務局や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

法務省HPはこちら▼



#### ☐問合せ先

青森地方法務局登記部門  
Tel 0177-76-6231  
青森地方法務局五所川原支局  
Tel 0173-34-2330

### 住所・名前の変更登記が 義務化されます

令和8年4月1日から、これまで任意だった住所、氏名及び会社・法人の名称の変更登記が法律上義務化されます。

所有権の登記名義人は、住所、氏名及び会社・法人の名称変更の日から2年以内に、変更登記を法務局に申請する必要があります。

令和8年4月1日より前に変更があった場合も対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります。

詳しくは、法務省ホームページを確認するか、最寄りの法務局や登記の専門家である司法書士にご相談ください。

法務省HPはこちら▼



#### ☐問合せ先

青森地方法務局登記部門  
Tel 0177-76-6231  
青森地方法務局五所川原支局  
Tel 0173-34-2330

### 法務局の自筆証書遺言書 保管制度を 「ご利用ください

皆さまが作成した自筆証書遺言書を法務局に預けることができます。遺言書があれば自身の財産を確実にご家族などに託すことができ、相続をめぐるトラブルも未然に防止できます。

遺言者が亡くなった後に、ご自身が指定した方へ「法務局で遺言書を保管している」旨の通知を送付するサービスもあります。

遺言を検討されている方は、ぜひこの制度をご利用ください。

詳しくは、法務省ホームページを確認するか、最寄りの法務局へお問い合わせください。

法務省HPはこちら▼



#### ☐問合せ先

青森地方法務局供託課  
Tel 0177-76-6231  
青森地方法務局五所川原支局  
Tel 0173-34-2330

**「高等教育修学支援資金」貸付受付中  
～進学者を支援します～**

大学、短期大学や専門学校等に進学、または、在学中の方への経済的支援を図るため、高等教育修学支援資金の貸与を実施しています。

次のとおり受付しますので、希望される方はお申し込みください。

◆制度の内容

**【大学生及び大学院生、短期大学生及び同等の学校】**

- ・貸与金額 月額4万円以内
- ・貸与期間 2～6年間（在学期間中）※年度毎の貸与
- ・償還期間 貸与終了後直ちに償還が始まり、貸与期間と同期間から2倍までの期間内（例：4年間貸与の場合は、8年以内で償還）
- ・利 子 無利子
- ・貸与者数 大学生、大学院生、短期大学生及び同等の学生 20人以内
- ・対 象 者 町に引き続き6か月以上居住している者の子等

◆申込期限 3月18日（水）まで

◆申込方法

町教育委員会（役場3階）、町民課総合窓口（役場1階）、大戸瀬支所、岩崎支所に備え付けの「修学支援資金貸与申請書」に以下の書類を添えて町教育委員会へ提出。

○入学許可書（申請の段階では合格通知書で可）、または、在学証明書の写し

◆貸付条件

貸与は同一世帯内で1人（借り受け中の方がいる期間は、新規貸与しません）

◆貸付方法

資金を借り受ける学生自身の預金等口座へ3か月ごと（4・7・10・1月）に振り込みします。

◆保証人など

資金の借入者は当該学生となり、保証人として保護者、他に連帯保証人1名が必要です。

また、連帯保証人は、原則、町内在住者で現在所得のある方をお願いしています。

町内在住者に連帯保証人がいない場合は、ご相談ください。

◆貸付の決定

町貸与審査会において審査の上、貸与者を決定し、4月上旬に通知します。

貸与決定後、借用証書作成にあたり、申請者、保証人、連帯保証人3者の印鑑登録証明書が必要となります。当該学生の印鑑登録がお済でない場合は、印鑑登録手続きが必要です。

□問合せ先 深浦町教育委員会 教育課 学務係

TEL 74-4419（直通）